

「公聴会」及び「国民の声」について (中国電力)

令和 5 年 2 月
資源エネルギー庁

ー 1. 公聴会についてー

- ・ 公聴会は、電力会社の電気料金値上げ認可申請に係る審査プロセスの一環として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 22 条の規定に基づき、広く一般の意見を聴くことを目的として開催。2 月 9 日に中国電力の公聴会を広島市で開催。
- ・ 公聴会の模様は YouTube でライブ配信。意見陳述に加えて、「国民の声」として寄せられた意見を紹介。
- ・ 公聴会において陳述された意見は、「国民の声」と併せて、料金制度専門会合における審議の参考とする。

＜中国電力＞

(1) 概要

① 陳述人について

令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 1 月 26 日まで募集。官報及び当省 Web サイトや経済産業省広報 Twitter に案内を掲載するとともに、中国地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で 200 以上の団体に周知を依頼。

4 名の方から陳述の届出があり、全員を陳述人として指定した。

② 傍聴人について（同時視聴者数※最大）

112 名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

安念委員、河野委員、松村委員

《中国電力の値上げに関する主な意見》

① カルテルと値上げ申請について

- カルテルと電気料金の値上げとの繋がりが見えない。同時期にこのようなことが起こったということは何かあるのではないか。値上げの根拠を知りたい。
- この時期に度重なる不祥事、消費者から強い憤りと批判を持たれている中、値上げ申請は許されるのか。一つ目は不当なカルテルを結んだとされる独占禁止法違反事件。この事件は電力自由化を妨げる非常に大きな犯罪行為。真相も責任も所在も課徴金の処理も明らかにされていない状況下で値上げは理解できない。カルテルによって受けた消費者の損害はむしろ返還されるべき。
- 認可申請されている規制料金の経営効率化の内訳を見ると、2023～2025年の平均で635億円。課徴金はこの金額を上回るものとなっているがどう対応するのか。社長はカルテルが起こったときの一番の責任者ではなかったか。よそ事のように言うのは納得できない。
- カルテルの真相と責任が明らかになるまで値上げ申請ができる立場ではない。
- 値上げ申請は一度保留にして、申請資料を作成し直して、不正について説明してから値上げ申請をすべき。全ての不正の原因や対応を住民にわかりやすい形で明らかにして報告する必要がある。課徴金をどこから支払うつもりなのかわかるように教えて欲しい。
- カルテルについては調査中、事実がはっきりしないというが、そもそも自分が行ったことなのであれば事実関係は自ら説明すべきではないのか。報道だと700億円ほどの課徴金が想定され、今回の電気料金の値上げには関係ない、将来も課さないというが、700億円どうやって捻出するのか。中国電力の収入は基本的に電気料金だと思うが、少なくとも課徴金を払う限りは電気料金から抽出するしかないのではないか。しっかりと説明をしてその後消費者に値上げの説明をすべき。捻出できるのであれば電気料金の値上げの抑制ができるはず。

② 原子力発電について

- 電気料金高騰の原因が燃料費高騰であり、解決策として原発再稼働を求めているが、本当に再稼働が解決策なのか疑問。電気料金高騰の原因に島根2号機の再稼働もあるのではないかと考えている。申請原価の原発関連の費用を見ると、修繕費・減価償却費・設備投資額・原子

力バックエンド費用などを合わせると、2,082 億円になり、申請原価の 16%を占める。

- 島根原発 2 号機はすでに 34 年を経過しており、老朽化が心配である。老朽化すると不具合が多くなりトラブルが度重なることは当然であり、修繕費や維持管理費などのコストがかさむ可能性が高くなるではないかと思う。経営上の赤字を解消するために何としてでも原発を稼働させなければならない状況の中で、もしトラブルを見つけた場合、本当に安全性を優先できるのだろうか。経営を重視するあまり、トラブル対応を軽視すれば、福島第一原発事故のようになるのではないか。島根原発 2 号機が再稼働することでトラブルが生じる可能性を考慮されているのか。
- 原子力の利用は国の政策なので、無理な稼働延長を促すような原発推進政策を進める国の責任も重大。国の政策として電気料金に原発の廃炉費用や原発事故の賠償費用を託送料金として含むような仕組みを作っている。この値段は電気料金の中で可視化されておらず、再エネ賦課金と同様に金額を可視化すべき。老朽化原発が今後増える中でこの値段が知らないうちに段々高くなっていくのではないかと心配している。原発関係の費用が電気料金にどれくらい含まれるのかを詳細に可視化する必要がある。
- 原発を動かすことで、燃料費が削減することのみを取り上げるのは原発の費用を算定する上で不公平。島根 2 号機を一年間動かすと広島型原発 800 発分の使用済核燃料が出る。この処理の費用を評価しているか。さらに中国電力は 2 号機はプルサーマル発電をしようと言っているが、その使用済核燃料を処理しようとするとなつたな再処理工場を作る必要があるが、そういった費用を評価しているか。特に事故の際の補償について、その原資を中国電力は持っているのか。損害について補償するつもりがあるのであれば必要な費用を原価に参入すべきであり、そういった対応をせずに今回の値上げ申請がされていると思う。補償のための費用をかけずに原発を再稼働すべきではない。

③ 他の意見

- 電力システム改革について、改革とされながらも、全ての改革が中途半端な状況で行われたことが電力価格の上昇を招いた要因の一つと考える。
- 値上げの原因は再エネ普及拡大のためと言いながらも、その普及拡大に政策面においても技術面においても本気で実行しなかった。再エネ事業者から寄せられる声は、なぜ我々が売電している電力価格まで値上がりになるのかといった苦情と疑問。

- 規制料金の性格上、もっと時間をかけて、これからのエネルギー政策を含め国民的議論が必要。これだけ物価が様々なところで上昇している中、もっと慎重にすべき。あまりにも審査期間が短い。
- FIT 制度は福島第一原発事故を教訓として再エネの普及加速のために電気料金よりも高い値段で買い取ることにについて、当時は国民的合意が得られていたと思う。しかし現在は買取価格よりも電力料金が高く逆転している。なぜ今でも私たちは再エネ賦課金を支払い続けなければならないのか。
- 燃料費高騰が叫ばれている中、燃料費がかからない太陽光発電の電気は最優先で使うべきものだと思う。しかし中国電力によれば太陽光発電の出力抑制したときでも火力発電が動いているとのこと。燃料費が高くCO₂が出る火力発電を極力抑えて太陽光発電を最大限利用する、そういったことをやるべきなのに、なぜ火力発電が動いているときに、太陽光発電の出力抑制をしたのか。

－ 2. 「国民の声」について－

広く一般の方から御意見を伺う観点から、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページにおいて「国民の声」を設置し、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、計36件の御意見をいただいた。なお、募集期間は、令和4年12月5日から令和5年2月9日。

意見内容の内訳については、以下のとおり。具体的な内容については資料4－3を参照。

（1通に複数の意見が記載されている場合は、複数の意見として集計）

・ 人件費に関するもの	7 件
・ 燃料費に関するもの	10 件
・ 経営合理化・経営責任に関するもの	9 件
・ 値上げに関するもの	23 件
・ 原子力発電に関するもの	10 件
・ カルテルに関するもの	9 件
・ 審査手続きに関するもの	6 件
	ほか

以上

「公聴会」及び「国民の声」について (沖縄電力・四国電力)

令和5年2月
資源エネルギー庁

－ 1. 公聴会について－

- ・ 公聴会は、電力会社の電気料金値上げ認可申請に係る審査プロセスの一環として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第22条の規定に基づき、広く一般の意見を聴くことを目的として開催。1月30日に沖縄電力の公聴会を那覇市、2月1日に四国電力の公聴会を高松市で開催。
- ・ 公聴会の模様はYouTubeでライブ配信。意見陳述に加えて、「国民の声」として寄せられた意見を紹介。
- ・ 公聴会において陳述された意見は、「国民の声」と併せて、料金制度専門会合における審議の参考とする。

<沖縄電力>

(1) 概要

① 陳述人について

令和4年12月5日から令和5年1月16日まで募集。官報及び当省Webサイトや経済産業省広報Twitterに案内を掲載するとともに、沖縄地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で180以上の団体に周知を依頼。

3名の方から陳述の届出があり、全員を陳述人として指定した。

② 傍聴人について（同時視聴者数※最大）

252名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

華表委員、河野委員、東條委員

《沖縄電力の値上げに関する主な意見》

① 値上げについて

- 沖縄電力は原子力発電所を所有せず、火力発電に大きく依存しており、昨今の急激な円安やウクライナ情勢の不透明な先行きから燃料調達のコスト増により、一定の値上げはやむを得ないと考える。
- 社会生活と切り離すことのできない電気料金の値上げが行われた場合、我々県民はこれを受け入れざるを得ず、他の支出を抑えることでしかこの事態に対応する術を持たないが、2021 年 5 月に発表された総務省統計局の全国家計構造調査によれば、総世帯における都道府県別年間収入は沖縄県は 422 万 3 千円と全国で最も少なく、総世帯の金融資産残高を見ても全国最下位となっており、世帯収入は上がらず、また乏しい預貯金から費用を捻出しようにも全国最下位となっている県民生活では非常に困難である。
- 今回の電気料金値上げには断固反対。

② 経営効率化について

- 昨今の燃料高騰については、その影響を緩和すべく沖縄電力又は事業者が経営効率化をしているものの、それでも影響が大きいということは理解しているが、今回の料金変更については、沖縄電力だけの努力ではなく沖縄全体のエネルギーシステムの在り方を考えることも必要だと思っている。
- 今回の経営効率化の取り組みの中では人件費抑制が盛り込まれているが、人件費の抑制を一律に実施する場合には若い世代へ逆進的な影響があり、離職やモチベーションの低下、それに伴う長期的な経営効率の低下が懸念される。役職数の適正化及び能力・パフォーマンスに基づく柔軟な昇給・降級などの人事制度を整備し、可能な限り人件費を抑制していただきたい。そのためにも組織活性化や効率的な知見獲得のための中途採用の実施など、人件費以外のソフト面での経営効率化も実施し、未来の世代である若手社員が沖縄のエネルギーシステムにモチベーションを持って貢献できるような事業整備・環境整備を行うことで、中長期的な経営効率化が為されると考える。
- 若手の活用は企業の成長、中でも DX・GX の推進にはこの世代の働き・知見・感覚が重要になってくるため、費用のみに着目しないようなソフト面の経営効率化に取り組んでいただきたい。

③ 再生可能エネルギーについて

- 再エネ賦課金は廃止すべき。なぜ太陽光発電の売電料金を国民が負担しなければならないのか。

④ 他の意見

- 新型コロナウイルス感染症による行動制限が開け、ようやく人流が戻りつつあり、やっと県経済に明るい兆しが見え始めた中で冷や水を浴びせることにならないか大変懸念している。沖縄経済がより強固な形で安定するまで、一度に約 40%も値上げするのではなく、段階的な値上げの検討に加え、政府による電気料金負担の支援をぜひお願いしたい。
- カーボンニュートラルへの積極的な投資の確保をいただきたい。国際的な脱炭素の流れにより、近年化石燃料の開発コストも国際的に増加する中、ウクライナ情勢が沈静化した後も化石燃料価格は低廉するのにか不透明な状況と考えられる中、化石燃料の自給が困難な沖縄電力においては、再生可能エネルギーの導入というのは長期的に電力価格の安定化に繋がると考えており、そのために再生可能エネルギーの導入、そのための系統設備への投資枠の確保、幅広い事業パートナーシップの構築に取り組んでいただきたい。事業パートナーシップの構築については、沖縄電力で全て内製化することなく柔軟な形で様々なプレイヤーとの協業体制を構築することで、効率的かつスピーディーな再エネの事業開発に資すると考える。
- 沖縄には大きな産業がなく、低所得で苦しんでいる方がたくさんいるため、値上げをしないよう政府をあげて取り組んでいただきたい。

<四国電力>

(1) 概要

① 陳述人について

令和4年12月5日から令和5年1月18日まで募集。官報及び当省 Web サイトや経済産業省広報 Twitter に案内を掲載するとともに、四国地域内の地方自治体、消費者団体、中小企業団体等へ累計で200以上の団体に周知を依頼。

陳述の届出はなかったため、意見陳述は実施していない。

② 傍聴人について（同時視聴者数※最大）

45名

③ 料金制度専門会合委員の参加

いただいた意見を踏まえて電気料金の審査を行うという趣旨から、料金制度専門会合の委員も公聴会に出席し、意見に関するコメントを行った。

(出席された委員)

梶川委員、川合委員、圓尾委員

－ 2. 「国民の声」について－

広く一般の方から御意見を伺う観点から、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページにおいて「国民の声」を設置し、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、沖縄電力について計 43 通の御意見、四国電力については計 20 件の御意見をいただいた（なお、募集期間は、沖縄電力については令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 1 月 30 日、四国電力については令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 2 月 1 日。）。

意見内容の内訳については、以下のとおり（具体的な内容については参考資料 2－3、2－4 を参照。）。

（1 通に複数の意見が記載されている場合は、複数の意見として集計）

〈沖縄電力〉

- ・ 人件費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 件
 - ・ 燃料費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 件
 - ・ 経営合理化・経営責任に関するもの・・・・・・・・・・ 9 件
 - ・ 値上げに関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 件
 - ・ 再生可能エネルギーに関するもの・・・・・・・・・・ 5 件
 - ・ 自由料金に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 件
 - ・ 審査手続きに関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 件
- ほか

〈四国電力〉

- ・ 人件費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件
 - ・ 燃料費に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 件
 - ・ 経営合理化・経営責任に関するもの・・・・・・・・・・ 5 件
 - ・ 値上げに関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 件
 - ・ エネルギー政策に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 件
 - ・ 原子力発電に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 件
 - ・ 電気事業制度に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件
- ほか

以上